

第5回離島振興対策分科会

平成22年12月9日

【大野離島振興課長】 定刻でございますので、まだお見えにならない方もおられますが、ただいまより国土交通審議会第5回の離島振興対策分科会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。私は、国土交通省離島振興課長の**大野**でございます。よろしくお願いいたします。

国土審議会離島振興対策分科会の委員、特別委員、総数20名であります。現時点で半数以上のご出席を賜っておりますので、ただいまから国土審議会離島振興対策分科会を開会いたします。

なお、本日、お昼の開催になりましたので、お席に昼食を用意しておりますので、どうぞ食べながらお聞きいただければと存じます。

初めに、会議の公開についてご説明させていただきます。

国土審議会運営規則によりまして、会議は公開することとされております。本日の会議も、一般の方の傍聴も可能となっております。あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

また、資料の確認をさせていただきますが、お手元の封筒の中に、議事次第と資料1から資料5。資料5は3つに分かれておまして、資料5-1、5-2、5-3と、参考資料が入っております。もしも資料に不備がございましたら、事務方のほうに申し出ただければと思います。

それでは、まず、議事に先立ちまして、当分科会の委員のご紹介をさせていただきます。

資料1に離島振興対策分科会の名簿がございます。こちらをごらんいただければと思いますが、この分科会の名簿に沿いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、国土審議会の本委員会から離島振興対策分科会委員にご就任いただいておりますのは、**小川淳也**委員でございます。

次に、特別委員の皆様でございますが、衆議院からのご推薦としまして、**三谷光男**委員にご出席いただいております。

それから、**鷺尾英一郎**委員にご出席いただいております。

それから、**古賀敬章**委員にご出席いただいております。

【古賀委員】 こんにちは。

【大野離島振興課長】 打越あかし委員にご出席をいただいております。

【打越委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【大野離島振興課長】 武部勤委員にご出席をいただいております。

【武部委員】 よろしく申し上げます。

【大野離島振興課長】 細田博之委員にご出席をいただいております。

続きまして、参議院よりご推薦の委員といたしまして、外山斎委員にご出席をいただいております。

【外山委員】 よろしく申し上げます。

【大野離島振興課長】 木庭健太郎委員にご出席をいただいております。

【木庭委員】 よろしくお願いいたします。

【大野離島振興課長】 また、本日ご欠席されておりますが、大久保潔重委員と加治屋義人委員にもご就任をいただいているところでございます。

次に、都道府県知事の委員といたしまして、溝口善兵衛委員でございますが、本日、代理出席となっております。

また、中村法道委員につきましても、代理出席となっております。

伊藤祐一郎委員につきましても、代理出席となっております。

続いて、市町村長の委員でございますが、浅沼道徳委員にご出席いただいております。

【大野離島振興課長】 高木直矢委員にご出席いただいております。

【高木委員】 高木でございます。よろしくお願いいたします。

【大野離島振興課長】 高野宏一郎委員につきましては、本日代理出席となっております。

最後に、学識経験者の委員としまして、山下東子委員のご出席をいただいております。

渡邊東委員のご出席をいただいているところでございます。

【渡邊委員】 よろしくお願いいたします。

【大野離島振興課長】 本日ご欠席ですが、阿比留勝利委員のご就任をいただいているところでございます。

以上、委員及び特別委員の皆様をご紹介いたしましたところでございます。

続きまして、国土交通省側の出席者でございますが、三井国土交通副大臣でございます。

【三井副大臣】 よろしくお願いいたします。

【大野離島振興課長】 加藤都市・地域整備局長でございます。

【加藤都市・地域整備局長】 お願いします。

【大野離島振興課長】 森下大臣官房審議官でございます。

【森下審議官】 よろしく申し上げます。

【大野離島振興課長】 佐々木都市・地域整備局総務課長でございます。

【佐々木総務課長】 よろしくお願いいいたします。

【大野離島振興課長】 また、国交省の他局、また関係省庁の離島関係の部署の方にもご出席いただいているところでございます。

それでは、議事に入らせていただきますが、まず分科会長の選出でございますが、分科会長につきましては、国土審議会令第2条第4項の規定により、分科会に属する委員のうちから、委員及び特別委員が選挙するということになっておりまして、既に書面による選挙の結果、小川委員に分科会長のご就任をいただいているところでございます。

また、阿比留委員に、分科会長代理のご就任ということになっております。

それでは、これからの議事進行につきましては、小川分科会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

【小川分科会長】 皆様、こんにちは。

大変僭越ながら、このたび国土審議会の離島対策分科会の会長を仰せつかることになりました、衆議院議員の小川淳也と申します。どうぞ以後よろしくお願いを申し上げます。

私、選出が香川1区でございますが、小豆島をはじめとした大変多くの離島を抱えております。今日、国会の衆参両院から、特に細田先生、また武部先生はじめ、大変な大ベテランの先生方がおられる中で、それぞれが離島に深くかかわりのある先生方ではなかろうかと思っておりますし、また有識者の先生方、そして関係各省の皆様にも、日ごろいろいろな形で離島振興にご協力をいただいておりますことを、心からお礼を申し上げたいと思っております。

今日は初回ということでございまして、もちろん経済水域の問題や、また国境の問題、あるいは直接の課題でございますが、28年以來の議員立法であります離島振興法が、再来年、平成24年で期限を迎えると。これに対する対応を精力的に議論させていただくと同時に、本日の議題でございますが、長崎県の鷹島に架橋がかかりましたことを前提として、離島指定の解除についてご審議をいただくと同時に、報告事項としては、地域主権の一括法に伴う離島振興法の改正諸点及び離島振興計画のフォローアップについて、政府側から中間報告を受けたいと思っております。

大変限られた時間ではございますが、事務局にも簡潔な説明をお願いしておりまして、できる限り先生方の有意義なご議論の場にさせていただければと思います。

最後に、三井副大臣はじめ国交省の当局の皆様には何かとお世話になりますこと、お礼なり、またお願いを申し上げまして、分科会長としてのあいさつにさせていただきます。

どうぞ、以後よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

それでは、早速でございますが、進行をさせていただきます。

まず、先ほどご紹介申し上げました三井副大臣に、国交省を代表してごあいさつをいただきたいと思ひます。

【三井副大臣】 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました三井辨雄でございます。私も武部委員と同じ北海道でございまして、大変日ごろからご指導いただいております。

国土審議会第5回離島振興対策分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思ひます。

本日は多くの皆様にご参加いただきまして、ほんとうにありがとうございます。皆様方、特に離島地域の振興をはじめ、また国土行政の推進に当たりまして、日ごろより格別のご指導を賜っていることを厚く御礼申し上げたいと思ひます。

さて、我が国は数多くの離島の存在があり、我が国は、本土のみに比べ約2倍、世界第6位に当たる447万平方キロメートルという広大な排他的経済水域を画することとなっております。離島の重要な国家的役割が認識されているところでもございます。特に最近、離島を取り巻く諸情勢であったり、離島の重要性に対する関心が非常に高まっていると認識しているところでもございます。

このような離島地域の振興につきまして、離島振興法が制定されて以来、さまざまな社会資本の整備等が行われてまいりました。生活環境や産業基盤の改善が進んでいるところもありますが、人口減少あるいは高齢化の進行をはじめといたしまして、離島を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。これを克服するためにも、引き続き各種の対策を講ずべき状況となっているところでもございます。

本日は、主な議題といたしまして、長崎県の鷹島の離島振興対策実施地域の指定解除についてご審議いただくとともに、地域主権一括法に伴う現行離島振興法の改正点、及び次期離島振興行政に向けた離島振興計画フォローアップ中間報告について、ご報告させていただきます。

国土交通省といたしまして、本日の審議内容を踏まえまして、総務省、そしてまた農林水産省をはじめとする関係省庁との緊密な連携のもとに、離島振興政策の推進に最大限努力してまいり所存でございます。委員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご支援賜りますことを心からお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

【小川分科会長】 ありがとうございます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。時間の都合もでございますので、一括して説明なり報告を受けた後、討議に入らせていただきたいと思います。

まず1番目に、地域主権一括法の関係で、離島振興法の改正点等についての報告を受けたいと思います。

【大野離島振興課長】 資料2をごらんください。

離島振興法の体系でございますが、国が離島対策実施地域を指定しまして、都道府県が離島振興計画をつくるというような仕組みになっております。

今般、この離島振興計画につきまして、地方分権推進委員会の第3次勧告によりまして、計画策定の義務づけ、ないし内容の義務づけについて見直しをするという勧告を受けたところでございます。具体的に申しますと、離島振興計画、現行は都道府県の計画策定というのは義務づけになってございますが、策定の義務づけについては、できる規定、または努力義務化へ移行し、また、計画内容の義務づけについても精査ということが言われております。

具体的な改正内容は、4にございますが、現行の義務づけを廃止しまして、国として離島振興が重要な政策であることにかんがみ、できる規定ではなく、努力義務化するということで、今詰めの作業をしているところでございます。

また、離島振興計画の内容については、次のページにございますが、1号から11号までの内容でございますが、11号の規定については、地域の実情に沿った必要な事項について、都道府県は任意で記載できるということから、同号を削除したいと考えております。

簡単な説明でございますが、以上、ご説明申し上げます。

【小川分科会長】 ありがとうございます。

続いて、議題の2は、長崎県鷹島の指定解除についてのご審議でございます。

関係部分について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【大野離島振興課長】 続いて、資料3をごらんください。

1枚おめくりいただきますと、長崎県の鷹島の地図が入っております。鷹島の位置は、その上にございますように、平戸諸島の一部でございまして、対岸には唐津市があるという状況でございます。

この鷹島につきましては、平成21年4月18日に、鷹島肥前大橋によって本土側の佐賀県唐津市と架橋がかかり、陸続きということになりました。現行の離島振興対策実施地域につきましては、隔絶性が解除された場合、つまり橋がかかった場合については解除するということになっております。ただし、橋がかかった次の年度、つまりこの場合でございますと、今年度、22年度ですが、22年度に限り指定解除の猶予をするということになっております。

したがって、平成23年4月1日から鷹島の指定解除を行うことについて、お諮りをするものでございます。

簡単でございますが、以上、事務局からの説明でございます。

【小川分科会長】 ありがとうございます。

この件に関しまして、山下先生に現地調査をお願いしております。この点、ご意見なりご報告なりいただけたらと思います。

【山下委員】 それでは、説明をさせていただきます。

長崎県鷹島の現地調査でございますが、平成22年7月26、27日に、阿比留委員、渡邊委員、そして私、山下が、国交省の離島振興課の方2名とともに、現地調査を実施いたしました。委員を代表して、今回報告をさせていただきます。

資料3の4から6ページ、6ページは写真になっておりますが、そちらのほうをごらんいただきたいと思ひます。

現地調査の視点といたしましては、隔絶性が解消されているか、基盤整備が整っているか、島の自立的発展に生かされているか、架橋によるメリット、デメリットは何か、このような視点で調査をいたしました。これから、架橋による観光、産業、生活等の変化、あるいは負の影響について報告をいたします。

まず、観光の変化でございます。6ページの写真も適宜ごらんくださいませ。

平成21年の4月、鷹島肥前大橋の開通にあわせまして、道の駅「鷹ら島」というものができました。また島内の道路の整備も行われ、観光誘致に向けた基盤整備が整えられました。

鷹島全体の入り込み客数ですが、開通前に比べまして6.6倍、体験型の民泊は約2倍に

増加をしております。観光地の1つに「モンゴル村」というのがございますが、入場者数におきましては、従来1万5,000人だったものが57万人というふうに、大幅に増加しております。

次に、産業の変化でございます。水産業や石工業が盛んでございますが、そういった産業におきましては、フェリーの最終便等に拘束されずに、本土への出荷や移動が可能になりました。

3つ目は、生活等の変化でございます。短時間で本土のショッピングストアに出かけることができるようになり、また架橋後には唐津市肥前町入野のほうまで、鷹島支所から民間バスの運行が開始されています。島内に診療所もございますけれども、島外での対応が必要なような救急患者の方が出た場合でも、陸路で本土の病院に搬送するということが可能になりました。

一方で、架橋による負の影響もございます。本土への買い物が、今申し上げたように容易にできるということになったために、島内にある小規模店舗の経営が厳しい状況になっております。ただし、廃業にまでは至っていないというふうに聞いております。島の南側から出航している殿ノ浦、飛島を通過して、今福間のフェリーの航行につきましては、乗客数が43%の減、乗船台数では77%減少しております。しかし、依然として鷹島の患者さんで本土のほうへフェリーで通院される方も多くいらっしゃいまして、また、途中にある飛島の住民はフェリーが今なお唯一の交通手段でありますので、航路の維持というのが重要な課題となっております。

島外からの釣り客が増加しましたので、えさやごみのぼい捨てなどによって、海辺の環境悪化が見受けられるという点もデメリットでございます。

以上から、デメリットとメリット両面ありますけれども、総合的に見てみると、隔絶性の解消と島の振興に向けた自立的な動きが見られますので、長崎県平戸諸島鷹島は指定解除の要件を満たしており、解除することが適当であると考えております。

その他、特筆すべき事項として、5ページに書きましたように、架橋効果を一過性で終わらせずに、地域づくりを行うことが重要であるというふうに考えております。県境をまたぎますので、佐賀県との連携による観光誘致を行うこと、日本一の養殖生産量であるトラフグなどの食のイメージの向上など、地域の特徴に合わせた魅力づくりに取り組むこと、体験型の観光をより一層進めて、特にガイドインストラクターの育成を進めていくこと、こういったことについて取り組んでいくべきではないかということ、現地での聴取会の

場でお伝えいたしました。

以上、現地の報告を終わります。

【小川分科会長】 山下先生、ありがとうございました。

この点につきましても、後ほどご議論をいただきたいと思います。

最後の報告、離島振興計画のフォローアップについて説明を受けたいと思います。

【大野離島振興課長】 資料5をごらんください。5-1に離島振興計画フォローアップの中間報告概要、5-2に本文がございますが、大部の資料でございますので、5-3のパワーポイントの資料でご説明したいと思います。

平成15年4月、離島振興法が施行されまして、7年あまりが経過しまして、10年間の離島振興計画の終期を迎えつつあるところでございます。このため、関係地方公共団体におきまして離島振興計画のフォローアップ作業を進めており、国におきましてもその総括を行っているところでございます。このたび、その中間報告を行うところでございます。

まず、右下のほうにページを振っておりますが、1ページをごらんください。もうご説明するまでもございませませんが、離島は、領域や排他的経済水域の保全といった国家的役割や、いやしの空間の提供という国民的役割を担っております。現在指定されている有人離島は258、人口にして42万9,000人という状況でございます。

2ページをごらんください。離島は平成12年から17年にかけて、8%の人口減少というような状況でございます。また高齢者比率は33%と、いずれも他の条件不利地域と比較しても、非常に高い、あるいは人口減少率が大きいという状況になっております。

続いて、3ページをごらんください。近年の市町村合併によりまして、一部離島、つまり合併した大きな市町村の一部となった離島が38島という状況でございます。また、離島の物価について見ますと、一般的に離島の物価は本土に比べて、食品については1割～3割高いというように、おおむね高いというような状況でございます。

続いて、4ページをごらんください。このような離島において人口が減少している中で、新たな定住促進の取り組みもされております。例えば、島根県の海士町でございますが、産業基盤、雇用創出、UIJターンの支援ということを行う中で、14年から21年の間にUIJターン者が200名以上というような実績を上げている島もございます。

続いて、5ページをごらんください。交通体系の整備でございますが、離島航路につきまして、全体で16%の減便または廃止があり、34%で運賃の値上げというような状況になっております。離島でございますので、このため通院や買い物等、さまざまな分野に

影響が出ているところでございます。

続いて、6ページをお開きください。このような状況につきまして、離島航路の維持のため、例えば公設民営化により、省エネ化した大型船を就航させるであるとか、あるいは航路利用者の運賃低減策を実現するというような、新たな試みもなされているところでございます。

続きまして、高度情報通信ネットワークの充実でございますが、7ページをごらんください。ブロードバンドの利用につきましては、既に96%の島で利用ができるような環境整備がなされており、普及が進んできているところでございます。今後は、高速大容量通信、例えば光ファイバーなどでございますが、といったような整備が重要なところではないかと考えております。

続いて、農林水産業の状況でございますが、8ページをごらんください。農林水産業につきまして、その生産額を見ますと、平成2年のピーク時から、平成18年の時点でございますが、約半減と、離島における農林水産業は非常に低迷している状況でございます。この中で販路拡大、高付加価値化、地産地消といったようなさまざまな試みがなされております。例えば、9ページでございますが、佐渡におきましては、厳格な基準の設定や、トキを売りにした販売戦略により、「トキ米」を売り出すことによって年間4,000万円以上の販売額増加というような、すぐれた効果を出されるところでございます。

続きまして、10ページをごらんください。離島は地域資源に恵まれたところでございます。この地域資源を利用した試みについても、ここには4つほどしか例は載せておりませんが、さまざまな取り組みを実施しているところでございます。

続きまして、エネルギーでございますが、11ページをごらんください。風力発電、水力発電、地熱といったような自然エネルギーを活用している離島は、全体の7%のみでございます。ただ、近年の動きとしまして、例えば鹿児島県の黒島におきましては、マイクログリッドによる実証実験をやるというような、新たな試みもなされてきたところでございます。

続きまして、生活環境の整備でございますが、12ページをごらんください。水道につきましては、既に全国に比べても遜色ない程度に整備が進んでおります。しかしながら、汚水処理人口につきましては、全国に比べて、84%に対して約40%と、まだまだ低い水準でございます。また、廃棄物・リサイクルの関係でございますが、リサイクルされたものなどのごみにつきまして、多くを島外に搬出しなければならないという、離島が置か

れた状況がございます。リサイクル法で義務づけもされておるわけでございますが、これについても海上輸送といったような問題があるところでございます。

続きまして、13ページをごらんください。離島の問題として海岸漂着物というものも大きな問題でございますが、多くの島におきまして海岸漂着物対策に取り組んでいるといったところでございますが、これについても、やはりごみを島外に搬出するというような、搬出経費が課題となっております。

次に、医療でございますが、14ページをお開きください。離島につきましては、医師不在の離島が42%あるというようなことで、医師の絶対的な確保というものが最大の問題でございます。また、医師数は増えているんですが、常勤の医師が減少するのを非常勤の医師で補うというような状況が見られております。これについても、引き続き大きな課題となっているところでございます。15ページをごらんください。この中で、離島におきましては、ドクターバンクによる人材確保など、さまざまな医師の人材確保といった対策に取り組んでいるところでございます。

続きまして、高齢者福祉、その他福祉の点でございますが、16ページをごらんください。介護保険施設につきまして、島内に施設がないというのが全体の71%という状況になっております。したがって、島外でサービスを受けざるを得ないというような場合もございます。これに対しまして、例えば、島外でサービスを受ける際の運賃補助であるとか、あるいは福祉サービス船による介護サービスの提供といったような試みも新たになされているところでございます。

続きまして、教育及び文化でございますが、17ページをごらんください。14年から20年の間に、小学校で43校、中学校で22校が廃校となっております。もちろん教育体制の確保というのが喫緊の課題であります。小中学校の統廃合に伴いまして、地域コミュニティとしての拠点でございましたので、そういった機能の低下も懸念されるところでございます。また、高校につきましては、全体の10%にしか高校がないという状況でございまして、通学にかかる負担といったものが依然として大きな課題となっております。

続いて18ページをごらんください。そのような中、例えば離島留学制度をつくるといったような新しい試みをすることによって、学校教育について、その維持確保、あるいは新たな取り組みといったものが行われているところでございます。

続きまして、観光・交流でございますが、19ページをごらんください。離島の観光客

につきましては、全体として年々減少、また宿泊者数についても年々減少というような状況になっております。ただ、その中で、例えば体験ツアーとか修学旅行の受け入れといったことも、積極的になされているところがございます。また、20ページをごらんください。例えば小値賀では、ワンストップサービスでうまく観光振興を行う、あるいは、伊勢湾にあります愛知県の3島と三重県の4島が、県境を越えて連携して観光プログラムをつくるといったような、さまざまな工夫した取り組みもなされておるところでございます。

続きまして、国土保全施設でございますが、21ページをごらんください。離島におきます土砂災害危険箇所に対するハードの整備率は、13%と依然として低い状況でございます。ただ、例えば自主防災組織の組織率を見ますと、むしろ全国より高いというように、ほとんどの離島において防災・減災活動の取り組みがなされているところがございます。今後、ハード・ソフト両面に対する取り組みが重要だと考えております。

最後に、22ページをお開きください。ご記憶にあると思いますけれども、離島においては三宅の火山噴火や、福岡西方沖地震による玄界島の被害といったような、大きな被害が近年にもございました。これらを教訓に、引き続きハード・ソフト両面からの防災対策の推進が必要だというふうに考えております。

大変駆け足で恐縮でございますが、以上、フォローアップ（中間報告）についてご報告させていただきました。

よろしく願いいたします。

【小川分科会長】 ありがとうございます。それでは、関係の都道府県、市町村の皆様から、これに関してコメントをいただきたいと思っております。時間に限りがございますので、簡潔にお願いをしたいと思います。

島根県さん。

【溝口委員代理】 島根県です。

大変申しわけありません。実は県議会の関係で、委員であります溝口知事がこの席にお邪魔できなくて、代理で意見を申し上げることを、まずもってお許しいただきたいと思っております。

私どもの県では、有人離島ということで、今4島です、隠岐の島がでございます。4島の4カ町村です。これは私どもだけでなく、離島が抱えるすべての悩みなんですけれども、人口減少と、それから人口の高齢化です。ここに非常に苦しんでおります。隠岐の島では、現在人口が2万2,000人、毎年300名あまり人口が減少していく。それから高齢化率

も、今は33%を超えているような状況です。

こういう中で、若者の職場ということで、産業振興、これの取り組み、さらには交流人口を深めるということで、観光の振興等取り組んでおりますけれども、いかんせん、船の路線、航路の維持なり、あるいは石油製品等流通にかかる経費が非常に高く、なかなか、さまざまな課題を抱えております。

そういう中で、今お話いただきました離島振興計画のフォローアップ、この調査を一つのベースとしまして、ぜひとも次回の離島振興法の改正の際には、このフォローアップの調査を踏まえた上で、地域の実情をご理解いただきながら、改正に取り組んでいただきたいという思いを持っております。

以上です。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

次に、長崎さん。ちょっと1分以内ぐらいでお願いします。

【中村委員代理】 今回の離島振興フォローアップにつきましては、離島の条件不利や人口流出、高齢化等の問題につきまして、離島の厳しい現状や問題点についての的確に把握されており、各離島の取り組み状況についても把握されており、非常に感謝いたしております。また、本県の場合には、国境離島、外洋離島という特殊性もございます。そういう取り組みや、また離島基幹航路の運賃低廉化につきましても言及していただき、ありがたく思っております。さらに、現地調査によりまして議論を深めていただいた上に、3月の最終報告、さらには離島振興法の改正につなげていただきたいと考えております。

本県におきましても、各分野の専門家、経験者を委員といたしまして、長崎県離島振興懇話会というのを設けておりまして、新たな離島振興のあり方について、現在検討しているところでございます。国におかれましても、次の離島振興法改正において、離島の重要性、国家的な役割を再評価していただき、離島の厳しい状況を打開するための新しい振興策を盛り込んでいただくように、お願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

鹿児島県さん。

【伊藤委員代理】 鹿児島県でございます。どうもありがとうございます。

鹿児島県では、離島振興計画に基づきまして、積極的な離島振興施策に取り組んでおるところでございますが、交通基盤としての離島航路、これは航路維持にかかる財政負担が

多大な負担となっておりますし、また産業振興の面では、離島の基幹産業でございます農業におきまして、就業人口の高齢化、あるいは担い手不足等の厳しい問題に直面をいたしております。目標でございます自立的発展に向けて、まだまだ多くの課題を抱えておるところでございます。

一方、昨今排他的経済水域等の保全の観点から、離島の重要性が認識をされまして、輸送コスト等が割高である離島島民の負担軽減につながる施策も国で議論をされておりました、今回の離島振興計画フォローアップで浮き彫りとなりました課題が、離島振興法の延長に向けての議論に反映していただけるようお願いを申し上げる次第でございます。

どうもありがとうございました。

【小川分科会長】 はい。

佐渡市さん。

【高野委員代理】 市長は今日、議会のために出席できず、副市長の甲斐でございますが、先ほどお話ございましたが、私ども佐渡の場合は、農林水産業、そして観光振興ということが今、重要ポイントとしてやっております。特に、ここに事例でもあるように、何とか付加価値をつけてやるということで、今一生懸命やっておるわけですが、何しろ海を渡らなければならないということで、輸送費等が非常に大変な問題になっているということでございます。特に観光におきましても、当然のことながらお客さんがなかなか、船賃ということで来てくれないというようなこと、この辺が1つの悩みであります、一生懸命頑張っているところであります。

冒頭、副大臣のほうからもお話ございましたけれども、この離島というのは国家的にも、あるいは国民的にも大きな役割を果たしているわけでございます。この後の、また議題にあるのかわかりませんが、地域主権一括法の中におきまして、都道府県の、いわゆる離島振興計画の義務づけというものが取れた（なくなったという意味）わけでございます。

どうか、これからも国のほうの責任のもとに、ぜひ離島振興についておざなりにならないように措置をお願いしたいというのが要望でございます。

以上です。

【小川分科会長】 はい。

八丈町さん。

【浅沼委員】 離島では、港湾整備は、もうなくてはならない生命線でありますから、

港湾の整備はぜひともやっていただきたい。予算は減っておりますけれども、逆に上げていただきたい。離島の住民として、やはり港が中心で生活が足りるわけですから、産業面におきましても、また医療面におきましても、すべてが港でございます。本気で取り組んでいただきたい、真剣に。その点は、ぜひとも民主党の皆さん、頑張ってやっていただきたい。

それと、やはりうちも、産業面でも若干、暖かい島で、亜熱帯の島でございますから、三十四、五億の水揚げをしておりますな。これは花卉園芸です。鉢も日本全国に出しており、日本全国に販売されますものの99%はうちから出るわけですが、これが不景気のために売れないですね。今度も二十数億に落ちたといえますから、これもぜひとも、不景気をなくすように取り組んでいただくようよろしくお願ひしたい。

【小川分科会長】 ありがとうございます。

笠岡市さん、最後に。

【高木委員】 私は、瀬戸内海離島をぜひ次の振興計画にも忘れないでほしいと思っております。と申しますのも、瀬戸内海は有人島が94島ございます。全体の36%でございます。その中で、瀬戸内海離島の特徴は、一部離島が大変多ございます。31市町が一部離島でございまして、全部離島というのは4町村のみでございます。

そういう状況の中でございますが、私ども一部離島、笠岡市で申しますと、7つの有人島を抱えておりますが、人口は4%でございます。この4%でございますが、私は、笠岡の宝は島である、離島であるというふうに思って政策を展開いたしております。島民の皆さんと一緒に、行政が共同で、いろいろな、ユニークな事業も展開をいたしておるところでございます。

しかし一部離島というのは、先ほど申し上げましたように、一部離島ですと、島の占める人口というのは大変少ないわけでございますから、声が届きにくい。どちらかという切り捨てに遭いやすいというような状況でございます。そういう状況でありますだけに、人口の減少率も、全国離島では8%ですが、瀬戸内海離島では12%、1.5倍でございますし、高齢化率ももう50%を超えておると、こういう状況にあるわけでございます。

尖閣諸島とか、国境離島とか外海離島が注目をされておりますが、ぜひとも内海離島も、先ほど報告があったような行政課題すべてが、一部離島の瀬戸内海離島には、こういう問題を抱えております。例えば医療とか福祉とか、教育とか雇用、そういう問題も、同じようにそういう悩みを持っておるところでございます。しかし何分にも、先ほど申し上げま

したように、一部離島というのが大きなハンディでございます。そのためには、先ほど申し上げましたような事業を展開していく、その支え。そしてしっかりと島を守る、このためには、何といたしても離島振興法がぜひとも必要でございます。これがなくなりますと、ほんとうに島は切り捨てに遭ってしまいます。

ですから、引き続いて瀬戸内海の一部離島も、ぜひとも離島振興法の中に入れていただきたい。94島、36%が瀬戸内海離島でございますので、ぜひともよろしく願いを申し上げます。

【小川分科会長】 ありがとうございます。

それぞれのお立場から基底のご発言をいただきました。

まず最初にご確認をいただきたいと思いますが、本日の主要議題でございます長崎県鷹島の指定解除につきまして、特にご異議があればいただきたいと思いますが、ご承認をいただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小川分科会長】 ありがとうございます。

それでは、そういう取り扱いをさせていただき、追って関係大臣に対して意見具申をさせていただきます。この取り扱いについては、恐れ入りますが分科会長に一任をいただきたいと思ひます。

さて、それでは報告事項、多々ございましたし、さまざまなご意見、それぞれのお立場からあらうかと思ひます。

予定の終了時刻は1時15分でございますので、ご自由にご討議、ご発言を、報告事項に関連することも含めていただければと思ひますが、いかがでしょう。

武部先生。

恐れ入ります、ご発言の際は、できるだけ多くの方にいただきので、簡潔にお願いいたします。

【武部委員】 それでは、簡潔に申し上げますが、我が党は、離島3法、1つは、離島振興法の前倒しの大幅改正、これは沖縄並みの条件にしようということで、既に国会に提出しております。もう1点は、離島航路航空路整備法、これは新たに提出しております。それからもう1点が、国境離島保全振興法、我々は離島3法と言っておりますが、そういう立法措置をやろうということで、ぜひ与党の民主党さんや、ほかの皆さん方にもご賛同いただけるように努力しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、多々、いろいろな議論がありましたけれども、離島の問題の1つは、やはり流通にかかわる問題で、航空路、航路の確保ですね。本土並み以上の生活水準というものを確保することが、離島を守るための不可欠な要件だと思います。そのためには、航路をしっかりと守る、これに対する財政支援をしっかりとやるということが大事であります。その前に、やはり離島にもいろいろな離島がありますけれども、離島の問題解決は国の責任であるということしかないんじゃないですかね、これは。私はそういう位置づけをしっかりとやる必要があるということを申し上げたいと思います。

ですから、今の政権は、予算を去年も減らしていますよ、大幅に。概算要求でも減らしているじゃないですか、特に公共事業。今港湾整備の話がありましたけれども、これは一部、魚価の所得補償のために、漁港、港湾の財源を削減して、そっちに充てるというようなことをやろうとしているけれども、大間違いですね、これ。三井副大臣、北海道、よくご存じでしょうから、このことを肝に銘じてお願いしたいと思います。

それからもう1点は、やはり国境離島の問題、これ、しっかり考えなければならないと思います。島嶼防衛の問題も含めて。

短い時間で言えということですから、今日はこの程度にいたしますけれども、まず政府の考え方、国交省、三井副大臣、今日は来てくれたから敬意を表しますけどね、離島ぐらい守れなかったら日本は守れませんよ。そのぐらいの、なぜ離島かと、離島を守るかと、その辺のところ、離島に対して冷たい、今仕打ちをしていますからね、そういうことだけは改めてもらいたいと思います。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

ほかに。

木庭先生。

【木庭委員】 木庭健太郎です。

私の所属いたします公明党は、このほど離島振興対策本部を発足させて、今日でございますが、実は離島振興のビジョンについて取りまとめをしたばかりでございます。その要点をご紹介しますながら、意見を述べたいと思います。

まずは、25年3月、離島振興法の改正時期ですが、ぜひ抜本改正をしなければならないと考えております。特に離島振興の問題点の1つは、離島の地域立法を省庁横断的に統括・調整する政府一体となった組織が必要ではないか。つまり離島振興の統括部局をきちんとつくるべきではないか。さらに、例えば予算の確保の問題でも、離島市町村の財政力

強化をするためには、例えば地方交付税算定に海域面積を加えるような、新たな発想もすべきではないか。さらに、先ほどご指摘があった地域主権一括法関係の問題ですが、私どもは、今回これを努力義務化させる、つまり離島振興計画を努力義務化するという点について危惧いたしております。都道府県においては、離島振興計画がこれで策定実施されない可能性もあるわけですから、したがって、この義務づけというのはやはり維持すべきではないかという考え方を持っているということをご指摘させていただきたいと思いません。

武部先生もご指摘された交通関係、これが離島にとっては最大の課題の1つでございます。ぜひ具体的なこととして、例えば特定離島路線、航空機に積み込まれる航空機燃料税率軽減措置、今は期限つきの特例措置でございます。これをぜひとも、改善した上で恒久化すべきだと我々は考えます。また、離島航路就航船舶、並びに離島航空路就航機、これにかかわる固定資産税の非課税化、これもやるべきだと考えておまして、特に離島航路支援では、長崎県が今やっている方式について、ぜひこれを普及促進すべきではないか、こんなことを考えております。

離島生活の向上の中では、これは民主党さんもお指摘でございますが、いわゆる離島地域に係る揮発油税の減免措置の問題です。これはぜひ進めていかなければならない、こう考えております。また、高校未設置離島からの進学者の支援の問題、先ほどご指摘があった介護サービス、これはやはり離島の特性に配慮して、例えば介護サービスができる離島であれば、介護報酬単価の引き上げの問題、さらには、先ほど話があったように、本土に通わなければならない人たちについては、交通費負担の軽減の問題、さらには、生活の面では漂流ごみの問題や、地デジの難視聴区の支援の問題等、さまざまな問題がまだあると思っております。

もう1つ、離島における重大な課題としてご指摘させていただきたいのは、やはり医療問題です。医療問題の中でも、特に産婦人科のいない離島の妊婦支援については、早急に取り組むべきだと考えておまして、これについて、ぜひとも国が全額支援するような制度をつくるべきだと考えております。また、先ほどご指摘のあった、ドクターバンクと政府は言っているのでしょうか、我々からすれば国立医師バンクのようなものをきちんと設立して、国の責任で離島地域への医師配置の充実を図るべきだ、さらに離島地域におけるヘリポート、ドクターヘリの拡充等に取り組んでいただきたい、このように考えている。

概括、こういう話をさせていただきました。さらに詳しいものは、また国土交通省に、

三井副大臣のところにお届けしたいと思っておりますので、ぜひご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【小川分科会長】 ありがとうございます。

細田先生。

ちょっとご発言簡潔に、お願ひします。

【細田委員】 今まで、武部委員と木庭委員が非常に詳しく言われましたので、その趣旨は全く同じでございますので、そこは全部省略させていただきますが、同じ思いであります。

そこで、強調したいのは、やはり与党も野党もないので、離島党みたいなものでね、離島のために親身に考えるという人がここに集まっているはずだし、そういう人はまだまだ多いわけですね。ところが実態は、非常に格差があつて、高齢化をしていて、職場が乏しくて、しかも病院に行くにしても、どこかへ出かけるにしてもコストが高くて、本土の人たちに対して割高な生活費になっている、物価も含めまして。それは積極的に制度で、いわば平等になるようにすることが根本であると。

例えば、航路はまさに道路なんですから、道路に対してこれまで整備してきたように、航路もさまざまな補助その他で、生活費負担にならないようにすべきである。つまり離島民と本土民を平等に、コスト的にも平等にするということを基本にすべきである。そのために与野党ともに結束をして、法律でもつくるべきであると、このことを申し上げたいと思ひます。

以上です。

【小川分科会長】 ありがとうございます。

どうしても国会の先生方がおりますと、声が大きくなりがちなんですけれども、有識者の先生方、特にご発言ございませんか。

【渡邊委員】 発言のお時間をいただきましてありがとうございます。

まず、フォローアップの報告でありますけれども、ちょっとここまで申し上げますと一刀両断過ぎる気もしますけれども、今日の事務局からのご説明を聞いていますと、離島振興法に基づいて、これまで離島につきましては生活基盤、産業基盤等、相当整備が図られてきたと、この点は成果だと思ひます。

にもかかわらず、人口の減少は全く下げどまる気配がないということでありまして、こ

のことは、要するに新しい法律の下では、先ほどから先生方もご議論されておられますけれども、相当思い切ったことをやらなきゃいけないだろうということでありまして、今後のフォローアップ、続けられると思いますけれども、行政側におかれましては、その点を十分意識してフォローアップをお願いしたいということでございます。

もう1点、私ども財団法人でございますが、離島振興法の期限が近づいてきましたので、それに対しまして昨年度、これまでの離島振興政策の成果と今後の課題について研究会を行いまして、こういう形で報告書をまとめました。

いろいろと提言をさせていただいておりますけれども、やはり一言で申し上げますと、先ほどから先生方もおっしゃっておられますように、島の振興を図っていくためには生活面、それから産業面でも高コスト構造、この原因になっています航路の運賃を本土並みにするというのが最大の課題ではないかというように思っております。

その点、現在検討されております交通基本法におきます移動権の保障というのは、非常に重要だと思います。移動権の法案明記ということが困難だというような報道もあるようでもありますけれども、離島におきます移動コストというのを本土並みにするためにも、この移動権をしっかり法律の中に位置づけていくということが大変大事だと思います。

また、来年度予算でもそのための予算要求されておられますが、私どもはそれは第一歩だと思っております、今後さらに、本土並みの移動コストということを実現するために、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

離島がやはり元気になるということが、とかく縮こまりがちな日本全体を、多様性がある、また活力ある国に変えていく、そういうきっかけになると思いますので、ぜひ長期的、国際的な視野で離島振興に取り組んでいただきたいと思っております。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

関係各省、ございませんか、ご発言。

それでは、遠慮がちに座っている与党側の。

どうぞ。では簡潔に。

【打越委員】 それぞれ委員からの貴重なご意見をいただきました。私たちが昨年、議員連盟、あるいは離島政策のためのプロジェクトチームをつくって、かなり突っ込んだ議論をさせていただいております、やはり1つは、過去の振興に何が足りなかったかと。やはり結果として、人口流出や貧しさ、あるいは産業が起きないということを十分に解決できなかった。ですから、やはり公共事業だけではだめだと、それに頼って地域振興を行

うということでは限界があるということの一つ頭において、それ以外の方法でやっていくと。

今、細田先生からお話がありましたが、例えば移動のコストであるとか、産業振興上のコストをどういうふうにフラットにしていくか。これは、実は内地と離島を同じコストにしても、それでもだめです。それはなぜかという、離島は平均の所得というのははるかに低いわけですから、内地が100で、離島が70の所得だった場合には、内地のコストが100の場合には、離島のコストは70にしないと、これは同じ競争構造になりません。

そういったことから考えると、さらに踏み込む必要がある。今は移動のコストだとか、船や飛行機や、さまざま考えると、船は、例えば内地の移動100に対して、300から350かかると言われている、3.5倍。それは、実は離島に住んでいる方々の所得ベースで考えると、5倍にも6倍にもなっているというのが現実であります。

そういったことを見据えますと、そのお金の、限られる予算、投資の中で、非常にさまざまな面からアプローチをする必要がある。もちろん物価であるとか、離島では生産できないさまざまな資機材であるとか、農薬や肥料であるとか、いろいろなものについて、どういうふうに対策を講じていくのかということ、総合的にやっていく必要がある。

そして、今、武部先生からお話がありましたけれども、やはり離島振興の中で、国が離島に対して、例えば領土政策、国土保全、あるいは国境対策、あるいは海底資源だとか海洋資源、さまざまなものに、どういう形で国が責任を持ち、仕事を行い、あるいは地域振興に対して都道府県や地方自治体という基礎自治体がどのように責任を持ち、振興していくか、それを国が支援するか、明確に離島振興の中に、これを位置づける必要がある。

だから、これからの1年間の作業は、一番大事なことは、改正離島振興法の準備を、これから1年かけてやっていくわけでありますので、この中で国の責任と、やはり自治体の責任、これを明確にして、それぞれの責任をしっかりとやっていけば、必ず島には人が住んでいただける。そこに産業が起きてくる、そういう状況をつくり出す努力が必要だろうというふうに思います。

最後になりますが、木庭先生からお話がありました離島の揮発油税につきましては、我が党の中でも政調会、あるいは党でも、最重点項目としての採択が既に決定をしております。今政府のほうに持ち込んで、これをどのような形で予算化するかという具体的な作業に入っております。離島の物価の一番中心にある、産業でも生活でも一番中心にある

ガソリンの値段をはっきりと下げるということについて、今年は答えを出せるという、画期的な予算編成ができるのではないかと期待をしております、そのことについても、目前のことでありませけれども、一生懸命頑張りたいと思います。

以上です。

【小川分科会長】 ありがとうございます。

分科会長として、ちょっと発言のお許しをいただきたいと思います。

細田先生から、私どもは離島党だという、大変懐の深いご発言をいただいたわけでありまして、私、分科会長に就任をさせていただくに当たり、この構成が非常に各党を超えて集まっているということの意味を、お互い深く考えて、非常に建設的な場に、この場をぜひさせていただきたい。その責任が重大であるということ踏まえて、今後の分科会運営に当たらせていただきたいと思っております。

木庭先生からは、ぜひ24年度以降に向けて抜本改正をというご提案をいただきました。これも謙虚に耳を、全員で傾けて、こうした論点をしっかりと議論をしてみたいと思います。

武部先生からは、特に物価の面、あるいは航路の面をご指摘いただいたわけでありまして、木庭先生ご提案の抜本改正に当たっても、非常に主要な論点になろうかと思っております。

そこで、少し事実関係をご紹介させていただきたいんですが、30年、40年さかのぼりますと、日本の有人離島、400余りの中で、90万人の人が暮らしていました。ところが今は40万人で、半減しています。高齢化比率は、現在全国平均20%ですが、離島に限って言えば30%です。しかし、これはどこか人ごとかという、決してそうではありません、日本の人口は、50年先には1億人を割ります。100年後には5,000万人を割ります。人口は半減することが見込まれています。高齢化比率は、40年後に、今の離島の30%を上回る40%台に到達いたします。

そういう日本全体の将来の姿を非常に悲劇的に、先取りした形で、離島にお住まいの方がいろいろと苦難に直面しておられる。このことをよくよく踏まえながら議論をしたいと思っております。

かつて離島振興予算は1,700億ありましたが、23年度の要求ベースでは500億台に、既に3分の1以下に減少しています。この量についても議論する必要があるでしょう。一方、その質についても、かつては、今でもそうです、ほとんどが公共事業の補助率のかさ上げにとどまっています。果たしてそれでいいのか。

ヨーロッパでは、減税や航路助成を十分に行うことで、まさに武部先生ご指摘の物価高と航路高は相互に関連している。航路が高いからこそ物価が高くなっている、こういうことも含めて、よくよくこの審議会ですっかりと議論をさせていただきたい、責任を持ってさせていただきたい。

分科会長として、改めて決意を申し上げて、会議を閉じさせていただきたいと思います。

閉会に当たりまして、終始一貫してご出席をいただきました三井副大臣に敬意を申し上げます、最後にごあいさつをいただいて、お開きにさせていただきたいと思います。

【三井副大臣】 大変、それぞれのお熱い、委員の皆さんから、ご意見をちょうだいいたしました。ほんとうにありがとうございます。

今、小川座長がしっかりおまとめになりましたように、細田先生おっしゃるように、党派を超えて離島問題に取り組んでいきたいなど。特にそれぞれの離島によって、いろいろな問題を抱えてございますけれども、私も先ほど、冒頭に申し上げましたように、武部先生と同じ北海道でございますし、武部先生は利尻、礼文という離島をお抱えになっておりますし、その中で、私も陳情を承りましたけれども、ほんとうに航路の料金の問題、物価の問題、そして先ほどから意見が出ております医療の問題、介護の問題、これをぜひともやっていただきたいというご意見を賜っております。

先ほど細田先生が道路とおっしゃいましたが、まさに私が陳情を受けたときに、高速道路は無料でしょうと、しかし我々は、何でこれだけ高いんだと、フェリー代がと、こういうこともおっしゃってございました。まさにそのとおりだと思っておりますし、いずれにしても、私も、実は国土交通省というよりも医療関係者でございますし、先ほどのお話を承っておりますと、医師数も離島においては不足が41%と、また老健施設、介護施設においては71%という、まさに喫緊の課題がたくさんあるなということを改めて感じさせていただきました。

いずれにしても、次期の改正に向けて、しっかり、また皆さん方のご意見を賜りながら、この1年間ご意見賜りたいということをごあいさつさせていただきまして、今日はほんとうにありがとうございます。ご指導よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。（拍手）

【小川分科会長】 それでは、どうもご協力ありがとうございました。

— 了 —